

# 賃貸住宅を扱う不動産業者などの皆様へ

## (住居確保給付金へのご協力のお願い)

### 1. 住居確保給付金の内容

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(参考) 住居確保給付金

対象者 : 住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者

支給要件 : 就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行う者

支給期間 : 3ヶ月間(一定条件の下、2回延長が可能(最長9ヶ月間))

支給額 : 地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準に準拠)

例 36,000円(愛知県内3級地単身者)、46,600円(愛知県内3級地複数者世帯)

### 2. 協力をお願いしたい事項

離職者が本事業を利用するに当たっては、その方が住居を探すため不動産業者様にお伺いする際に、本人が入居を希望する物件の状況について、本人が持参する「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2号)」に、不動産業者様にご記入いただく必要があります。

なお、上記通知書は本人より、事業実施自治体及び社会福祉協議会(住宅の初期費用について「生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度」の住宅入居費を借り受ける場合に限る)に提出されることとなります。

(参考) 生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度の住宅入居費

都道府県社会福祉協議会が、離職者等の生活の立て直しを支援するため、継続的な相談支援と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付けるもの。住宅入居費は敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用(40万円以内)。

### 3. 支援給付支給までの手続の流れ

本人の受給資格が確認されると、事業実施自治体より「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、あわせて当該物件に関して原則として諸費用の振込を停止条件とする賃貸借契約を結んだ後、新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月分から、現に住宅を賃借している者にあつては、支給申請日の属する月以降の賃料相当分から事業実施自治体により、不動産業者様又は住宅の貸主様の口座に住居確保給付金が振り込まれることとなります。

なお、住宅の初期費用について、社会福祉協議会による「生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度」の住宅入居費を借り受けた場合は、社会福祉協議会から住宅の貸主様又は貸主様から委託を受けた事業者様(不動産業者様が委託を受けている場合は不動産業者様)の口座に振り込まれることとなります。

不動産業者様などの皆様におかれましては、現況の雇用情勢や住居を失うことへの問題点、制度の趣旨などをご理解いただき、住宅を失われた方々が早期に住宅を確保し、就職活動ができるよう、「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載にご協力いただきますようお願い致します。

入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

愛知県知事 様

年 月 日

(商号又は名称)

フリガナ  
(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)
入居開始年月日	年 月 日(年 月 日までの月日間)

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の( )内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。  
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。
- 賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。
- 口座振込又はクレジットカード払い等とすることができるが、途中変更ができない。
- 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する(〇月から変更可能)

振込口座												
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ										
		口座名義										
		金融機関名										
		支店名										
		口座種別	普通・当座									
		口座番号										

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、地方自治からの委託等により無料の職業紹介を行う事業者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

**【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】**

○以下に記載する、借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ										
		口座名義										
		金融機関名										
		支店名										
		口座種別	普通・当座									
		口座番号										

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名.....

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を〇〇〇〇（自立相談支援機関）に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]